

お知らせ情報版



お問合せは直通電話で

役場への電話（☎と記載）は、NTT電話もケーブル電話も同じ番号で担当の課に直通でつながります。NTT電話のみは、TELと記載してあります。

ケーブル電話

南条・今庄地区↓河野地区、河野地区↓南条・今庄地区へかけるときは**166**をつけてください。

南越前町嘱託職員募集

教育委員会 ☎47・8005

調理員

- 業務内容 学校給食調理業務
- 募集人員 1人
- 応募資格 調理師免許を有し（有しなくても可）概ね50歳までの人
- 勤務先 南条給食センター
- 賃金 町規則による
- 勤務時間 7時55分～16時40分
- 応募期間 5月2日（火）～5月19日（金）
- 勤務日 月曜日～金曜日
- 採用予定 平成18年6月1日
- 採用方法 面接を実施
- 応募方法 市販の履歴書（写真貼付）と資格を証明する書類（写し）を総務課に提出して下さい。

管理公社嘱託職員募集

（財）公共施設管理公社 TEL47-8008

河野シーサイド温泉ゆづばえ業務員

- 業務内容 施設の受付、清掃管理業務等
- 募集人員 1名
- 応募資格 60歳までの方で土日勤務も可能な方
- 賃金 管理公社の規程による
- 勤務条件 シフトにより、週当たり40時間勤務
- 応募期日 5月1日（月）～10日（水）
- 採用予定 平成18年6月1日
- 採用方法 面接を実施
- 応募方法 市販の履歴書（写真貼付）を管理公社事務局（役場本庁2階）に提出して下さい。

人の募集

税金

軽自動車税の納期変更に伴う 軽自動車税納税証明書発行

今年度から、軽自動車税の納期限は5月31日に変わりました。納付書は5月中旬に発送します。

現在、お持ちの平成17年度軽自動車税納税証明書（車検用）の有効期限は、「平成18年4月30日」までとなっています。5月に車検を受けられるかたには「平成18年5月30日」までの証明書を発行いたしますので、お手数ですが町民税務課もしくは最寄りの総合事務所生活企画室へご連絡ください。

■問合せ 町民税務課 ☎47・8014

今庄・生活企画室 ☎45・8000

河野・生活企画室 ☎48・7701

県税からのお知らせ

自動車税の納期限は5月31日（水）です！

ご自宅に郵送された納税通知書（はがき）にて、お近くの金融機関、郵便局、または南越前県税事務所の窓口で納付して下さい。

南越前県税事務所では、休日・夜間窓口を開設します

【休日】 5月28日（日）午前8時30分～午後5時15分

【夜間】 5月29日（月）、30日（火）、31日（水）

午前8時30分～午後8時

■問合せ 南越前県税事務所 越前市上太田町41-5

（シヨッピングセンター）シブイ南側

南越合同庁舎1階

TEL 0778-23-4545（代表）

特別弔慰金

特別弔慰金が支給されます

保健福祉課 ☎47・8007

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金が支給されます。

■対象者

対象となるご遺族は次の順番による先順位の「遺族一人です。」

- (1) 弔慰金の受給権者
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである親族

- ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (4) 右記(3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

- (5) 右記(1)から(4)以外の「遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

■支給内容

額面40万円
10年償還の記名国債

■請求期間

平成20年3月31日まで

■請求及び問い合わせ

保健福祉課 ☎47・80007
今庄・福祉推進室 ☎45・80001
河野・福祉推進室 ☎48・77004

小・中学校の学用品費や給食費などを援助します

教育委員会 ☎47・80005

町では、小・中学校の学用品費や給食費などを援助する事業を行っています。次の要件を満たす児童生徒の保護者の方は申請をしてください。

■対象者

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の世帯
- (イ) 地方税法第295条第1項に基づく
く町民税が非課税世帯(障害者・寡婦・寡夫等)
- (ウ) 児童扶養手当を受けている世帯者

■申請方法

各学校にある『準要保護児童生徒認定申請書』に必要事項を記入し、通っている学校に提出して下さい。

※申請する場合は、民生委員の証明も必要です。

■添付書類

・平成17年度町県民税(所得・課税)証明書
(児童扶養手当受給世帯は提出不要。児童扶養手当証書の写しが必要です。)

■支給方法及び時期

原則として学校長から現金で支給します。時期は、年1回(年度末)です。

■問い合わせ

各学校又は町教育委員会

参加者募集

ひまわり会(南越前町母子寡婦福祉会) ひとり親家庭のじょうじ

ひまわり会では、毎年ひとり親家庭の子供たちとその保護者による1日旅行を実施しています。

会員以外の方でも、ひとり親家庭の方なら誰でも参加できますので、たくさんの方の参加をお待ちしています。

■日 時

6月4日(日) 午前8時〜午後5時

■行き先

滋賀県長浜方面

■締 切

5月22日(月)
南越前町社会福祉協議会本所(南越前町母子寡婦福祉会)
TEL47-3767

ひまわり会では、このほかいろいろな事業を計画しています。お気軽にお問い合わせください。

南条地区協会長ゴルフ大会

■日 時

5月21日(日)
受付 午前8時00分まで スタート 午前8時37分

■場 所

武生カントリークラブ

■競技方法

ダブルペリア方式

■募集人員

32人
※定員になり次第締め切ります。

■参加料

3,000円

■申込み先

教育委員会 ☎47・80005

参加募集

平成18年4月1日から

児童手当制度が拡充されました

町民税務課 ☎47・8015

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられます。

■児童手当制度とは…

児童を養育している方に手当を支給することで、家庭における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

■支給の対象は…

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。

ただし、前年（1月～5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合、所得制限により支給されません。

■支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けること、申請した翌月分から支給されます。

■児童手当の額

第1子 5,000円（月額）

第2子 5,000円（月額）

第3子以降 10,000円（月額）

■児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。手当は原則として、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

■所得制限限度額

所得制限限度額は、前年（1月～5月までの月分については前々年）の所得額で判定しますが、収入ベースで夫婦と児童2人の世帯の場合の目安は次のとおりです。

（改正前）

（改正後）

自営業

596・3万円未満 ↓ 780万円未満

サラリーマン

780万円未満 ↓ 860万円未満

※所得には一定の控除があります。

■児童手当に必要な手続

- ・ 毎年6月の現況届
 - ・ 赤ちゃんが産まれたなど新規の認定
 - ・ 転入、転出など、受給者及び養育している児童の住所・氏名の変更
 - ・ 支給対象児童の増減などの変更
 - ・ 受給者の加入年金の異動
 - ・ その他、認定請求書記載内容の変更
- 詳しくは役場町民税務課へお問い合わせください。

第3号被保険者のみなさん

住所が変わった場合は届出を

町民税務課 ☎47・8015

社会保険庁では、年金に加入されている皆様へのサービス向上のため、これまでに『年金加入記録の事前通知』及び年金見込額の提供（58歳事前通知）、『裁定請求書の事前送付（年金加入記録等をあらかじめ印字した年金の請求書）を「自宅」に送付しています。

今後、さらに次のサービスの実施を検討しています。

『35歳通知』 被保険者期間の中間点（35歳）で、それまでの

年金加入状況をお知らせするサービス（19年3月実施予定）

『ポイント化によるお知らせ』 保険料の納付実績や年金

見込額を分かりやすくお知らせするサービス

（20年4月実施予定）

これらのサービスは、正確な住所の把握が必要となります。このため、第3号被保険者（被扶養配偶者）の方のご住所が変更となったときは、「国民年金被保険者住所変更届」を配偶者の方が勤務する事業所を通じて、事業所を管轄する社会保険事務所に提出をしてください。

障害基礎年金・老齢厚生年金等を

併せて受給できます

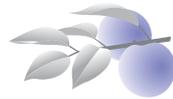
障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとして、65歳以上の方は、今年度から障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給（併給）することができるようになります。併給を申請される方は、選択申出書を提出してください。

南条地区ソフトボール大会

- 日時 4月9日(日)
- 会場 南条総合運動公園
- 参加 5チーム
- 優勝 西大道チーム
- 準優勝 上野ベアーズ

第10回河野つめまつり模擬店出展募集

- 開催日 平成18年6月17日(土)・18日(日)
- 開催場所 北前船主の館右近家前駐車場
- 申込方法 商工観光課及び各総合事務所
地域振興室にある所定申込書を提出してください。



- 募集店舗 25店舗 1団体当たり 問口2間 (1ブース分)

*出店希望団体が多数の場合は、主催者側で協議し決定します。

- 募集対象 地域の特産品又は加工品、その他商品を販売できる町内の集落、団体又はグループ及び民間事業者
- 募集期間 5月1日(月)～5月22日(月)
- 出展料 テナント料1店舗 5,000円/2日間
イベント運営協力金 2,000円/1店舗
- 問合先 河野・地域振興室 48・7705
商工観光課 47・8002

南条文化会館年間パスポート券を販売します



南条文化会館年間パスポート券は、南条地区の方は南条文化会館、今庄地区の方は教育委員会今庄事務所、河野地区の方は教育委員会河野事務所に、お求め下さい。

- 販売場所 南条文化会館 47・3810
教育委員会今庄事務所 45・8003
教育委員会河野事務所 48・7711
- 販売額 10,000円
- 問合せ 教育委員会 47・8005
- 販売期間 5月17日(水)～5月26日(金)

南条文化会館自主事業公演

- ★富豪と、嘘と、のぞみ
6月10日(土) 開演 14:00 前売券 2,000円
出演 坂上二郎、若宮優子、西田聖志郎
- ★夏休みアニメ映画会「チキン・リトル」
7月17日(月) 開演 14:00 当日券 500円
- ★河村隆一 Tour 2006 "evergreen"
8月23日(水) 開演 19:00 前売券 4,725円
- ★林家正蔵独演会
10月8日(日) 開演 14:00 前売券 2,000円
- ★夏川りみコンサート2006
11月25日(土) 開演 19:00 前売券 5,000円

甲楽城マリンパーク ダイビングアドバイザー募集

「越前加賀海岸国定公園」に指定されている河野地区の海岸を活用し、甲楽城マリンパークの整備・運営に助言してもらおう、ダイビングアドバイザーを募集します。

- 資格 ダイビングインストラクター
もしくは、ダイビング経験の豊富な人
- 内容 ダイビングアドバイザーとし

て、町に登録していただき、甲楽城マリンパークの運営方法や、地域住民との連携について助言してもらいます。(交通費は実費支給)

- 申込期限 5月12日(金)
- 申込・問合せ 河野・地域振興室 48・7705



住宅用火災警報器に助成します

就寝時間帯の逃げ遅れによる死者が約7割を占めていることから、消防法が改正され、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

新築・改築住宅は、平成18年6月1日から設置義務となります。既存住宅は、平成23年6月1日までに設置しましょう。(南越消防組合火災予防条例)

早期に住宅用火災警報器を購入された世帯主に対して助成制度があります。(1世帯1回に限る。)

■助成金交付申請期間

平成18年6月1日～平成19年3月31日

(平成18年4月1日～平成19年3月31日までに購入)

■助成金の額

1世帯における火災警報器の購入額(消費税を含む)の3分の1以内とし上限は2千円です。(100円未満は切捨て)

■助成金申請対象者

- ・南越消防組合管内の既存住宅の世帯主
- ・共同住宅、アパート等の占有者(家主は除く)

■助成金対象機器

助成対象は、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 住宅用火災警報器等規格省令に適合したもの(日本消防検定協会鑑定品 NSマーク付き)
- (2) 総務大臣の特例認定を受けたもの

■申請方法

申請用紙に必要事項を記入の上、領収書等を添付して提出してください。申請書は、南越消防組合管内の消防署、市町役場等にあります。

■問合せ

南越消防組合消防本部予防課
Tel 21-8865

助成制度

相談

春季行政相談強調週間

5月22(月)～28(日)

行政相談は、国や県、町など行政に対してのご意見やご要望を受け、その解決や実現の促進を図るとともに行政運営の改善に反映させていきます。

南越前町の行政相談委員

- ◎南条地区 米野道雄さん
- ◎今庄地区 中村忠郎さん
- ◎河野地区 網田浩淳さん

相談委員は、各地区で相談会を開設するなど、住民のみなさんの身近なところで相談に応じていただきます。

行政相談の開設日は、町民カレンダーに掲載します。

無料法律相談

専門の相談員が相談をお受けいたします。秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

- 日 時 5月9日(火) 午後1時～午後4時
- 場 所 南条保健福祉センター
- 相談員 田居愛一郎弁護士
- 申込み・問合せ
南越前町社会福祉協議会南条本所
Tel 47-33767

福井県明るい選挙推進青年活動隊 CEPTメンバー募集!

若者の視点から啓発活動を企画立案・実施する「明るい選挙推進青年活動隊CEPT(セプト)」が発足しています。話をするのが好き、パソコンが得意、演劇サークルに入っていたなど自分の趣味や特技を活かした活動を一緒にしませんか。

■募集人員 10名

■募集対象 県内に在住、在勤、在学する社会人、大学生、短大生等原則20代の方

■活動内容

- ・福井県明るい選挙推進協議会の選挙啓発活動への参加
- ・若年層を対象とした選挙啓発事業の企画立案、実施
- ・大学、短大学校祭等での啓発
- ・選挙に関する研修への参加
- 氏名・性別・住所・年齢・勤務先または在学する大学等の名称・連絡先電話番号・メールアドレスを記入して申し込んでください。

■申込・問合せ先

福井県明るい選挙推進協議会事務局
Tel 0776-20-0260
FAX 0776-20-0631
E-mail: senkan@pref.fukui.jp

メンバー募集

ビデオ講座を開催します

ケーブルテレビでは、5月から12月まで毎月、ビデオ講座を開催いたします。
どなたでも無料で受講できますのでふるってご参加ください。

5月の開催日程と内容

- 開催場所 5月11日(木) 午後7時30分～9時 河野総合事務所4階401研修室
5月18日(木) 午後7時30分～9時 今庄総合事務所3階301会議室
- 対象 南越前町在住でビデオ撮影に興味をお持ちの方
- 内容 「ビデオカメラの操作方法と撮影の基礎」
- 講師 大久保 保英氏(酒井電機システムアドバイザー)
- 受講料 無料
- 定員 各日とも10名(定員になり次第締切)
- 持ち物 普段お使いのビデオカメラ(無くても可)、筆記用具
- 申込み 電話で申し込みを受け付けます。
- 申込・問合せ ケーブルテレビ ☎47・8006



IT講習(パソコン講座)を開催します

教育委員会では、5月から12月まで、IT講習を開催します。5月は次のとおり第1講座を開催しますので、受講希望の方は申し込みをしてください。

申し込みの受付は、5月8日(月)午前8時30分からお電話で受け付けます。5月8日以前の申し込みは、受け付けていませんのでご注意ください。

第1講座開催日程と内容

- 開催日時 5月20日(土)・5月27日(土)の2日間 午前10時～午後3時30分
- 内容 パソコンの基本操作、メールやインターネット、日本語入力など
- 場所 南条地区公民館
- 定員 20名(初めての人を優先、定員になり次第締め切ります。)
- 受講料 無料
- 申込受付開始 5月8日(月)午前8時30分
- 問合せ・申込先 教育委員会 ☎47・8005



***** どなたでも聴講できます *****

生涯学習講座

- 5月18日(木) 午後7時30分～午後9時
- 内容 「特務艦『関東』の遭難～人肌救助と糠の女性たち～」
- 講師 日本海作家同人 上坂 紀夫氏
- 場所 南条文化会館

※今庄、河野地区の方で送迎を希望される方は、教育委員会今庄事務所(☎45・8003)または教育委員会河野事務所(☎48・7711)へご連絡ください。

- 生涯学習講座、たのしい園芸講座のお問合せ 教育委員会 ☎47・8005

たのしい園芸講座

- 5月17日(水) 午後1時30分～午後3時
- 内容 「野菜栽培の初期管理」
- 講師 そ菜園芸専門技術員 山口 務氏
- 場所 南条文化会館

